

扶桑町議会議案第 4 2 号

扶桑町都市計画税条例の一部を改正する条例について

扶桑町都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町都市計画税条例の一部を改正する条例

扶桑町都市計画税条例（昭和39年扶桑町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第16項を附則第17項とし、同項に見出しとして「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第15項中「第13項、第14項、第24項、第32項、第33項、第36項若しくは第37項」を「第12項、第13項、第23項、第31項、第32項、第35項若しくは第36項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、「（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）」を削り、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、「（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とする。

附則第5項の見出し及び同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条の11第1項に規定する町の条例で定める割合は、3分の1とする。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の扶桑町都市計画税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の扶桑町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

扶桑町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 (略) ( <u>法附則第15条第31項</u> の条例で定める割合)	1 (略) ( <u>法附則第15条第32項</u> の条例で定める割合)
2 <u>法附則第15条第31項</u> に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。 ( <u>法附則第15条第35項</u> の条例で定める割合)	2 <u>法附則第15条第32項</u> に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。 ( <u>法附則第15条第36項</u> の条例で定める割合)
3 <u>法附則第15条第35項</u> に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。 ( <u>法附則第15条第36項</u> の条例で定める割合)	3 <u>法附則第15条第36項</u> に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。 ( <u>法附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)
4 <u>法附則第15条第36項</u> に規定する町の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u>	4 <u>法附則第15条第37項</u> に規定する町の条例で定める割合は、2分の1とする。
5 <u>法附則第15条の11第1項</u> に規定する町の条例で定める割合は、3分の1とする。 ( <u>改修特別特定建築物</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	( <u>改修実演芸術公演施設</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
6 <u>法附則第15条の11第1項</u> の <u>改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工	5 <u>法附則第15条の11第1項</u> の <u>改修実演芸術公演施設</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改

新	旧
<p>事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>

新	旧
7 (略)	6 (略)
8 (略)	7 (略)
<p>9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>8 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項</p>	<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除</p>

新	旧
<p>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市</p>	<p>く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「<u>商業地等据置都市計画税額</u>」という。)とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「<u>商業地等調整都市計画税額</u>」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市</p>

新	旧
<p>計画税の特例)</p> <p><u>1 2</u> (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1 3</u> (略)</p> <p><u>1 4</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第 1 2 項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1 5</u> <u>附則第 7 項及び第 9 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、<u>附則第 7 項及び第 1 0 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、<u>附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項</u>の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、<u>附則第 1 0 項から第 1 2 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、<u>附則第 1 2 項</u>の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、<u>附則第 1 3 項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</u></u></p>	<p>計画税の特例)</p> <p><u>1 1</u> (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1 2</u> (略)</p> <p><u>1 3</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第 1 1 項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1 4</u> <u>附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、<u>附則第 6 項及び第 9 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、<u>附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項</u>の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、<u>附則第 9 項から第 1 1 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、<u>附則第 1 1 項</u>の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、<u>附則第 1 2 項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</u></u></p>

新	旧
<p><u>16</u> 法附則第15条第1項、<u>第12項、第13項、第23項、第31項、第32項、第35項若しくは第36項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p>	<p><u>15</u> 法附則第15条第1項、<u>第13項、第14項、第24項、第32項、第33項、第36項若しくは第37項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>16</u> (略)</p>